

エジプトにおける新型コロナウイルス関連の法務

※本資料は、2020年6月21日（日）にエジプト進出日系企業様向けに開催されたウェビナー“Egyptian Government Policy for COVID-19 –Economic, Financial and Corporate Support–”において、講師から紹介された内容のうち、特に重要と考えられるポイントをまとめたものです。ウェビナーの内容全体に関しては、プレゼンテーション資料（英語）をご参照ください。ウェビナーの動画は都合により公開いたしません。

ウェビナー開催概要

- 日時 2020年6月21日（日） 11:00-12:00
- 講師 Dr. Eman Riad (Riad & Riad Law Firm)
- 主催 カイロ日本商工会、ジェトロ・カイロ事務所
- 内容 産業部門全体及び・エネルギー・観光・金融の各部門に関する措置
 税制上の措置
 投資に関する措置
 輸入に関する措置
 資本市場に関する措置
 通関に関する措置
 医薬品の輸入に関する措置
 雇用法等における雇用主の義務

産業部門全体に関する措置

措置	関連法令
エジプト中央銀行（CBE）による「民間産業セクターイニシアティブ」（CBE Circular dated 12 December 2019）*の支援対象を以下の通り拡大： *中規模事業者を対象に、事業の拡大を目的として低利融資を提供。総額1000億EGPのプログラム。 ・年間売上高：【変更前】5000万EGP～10億EGPの企業 【変更後】上限を廃止 ・部門：【変更前】製造業 【変更後】農業・建設業を追加 ・用途：【変更前】生産能力拡大を目的とした原材料・機械/装置・製造ライン等の購入に限定。 【変更後】従業員への給与支払い、電気・ガス・ディーゼル料金の支払い等を含めることができる。 また、融資の利率を10%から8%に変更。	CBE Circulars dated 25 March, 4 April, 13 May and 27 May 2020
肥料・石油化学製品生産用に供給する天然ガスの価格を4.5USD/100万BTUで維持する。 また、その他産業用の天然ガス価格を4.5USD/100万BTUに下げる。 *値下げ前は5～6USD程度。	Prime Minister Decree No. 744 of 2020
産業用の超高電圧・高電圧・中電圧の電力価格を1kWhあたり0.1EGP値下げ。	Prime Minister Decree No. 781 of 2020

エネルギー部門に関する措置

措置	関連法令
発電用に供給する天然ガスの価格を3.25USD/100万BTUに設定。	Prime Minister Decree No. 743 of 2020
ディーゼル価格（1トンあたり、業種別）を以下の通り改定： ・ 煉瓦・セメント製造：3900EGP ・ 食品加工：1500EGP ・ 発電：2500EGP	Ministerial Decree No. 889 of 2020 (石油・鉱物資源省)
2021/2020年度までに完了を計画していた電力の完全自由化を2024/2025年度までに延期し、政府による補助を継続することで、現在の電力価格を維持。	Ministerial Decree No.100 of 2020 (電力・再生エネルギー省)

*エネルギー部門の一連の措置は、価格を設定・維持することで、個人・企業が資金計画策定を容易にすることが目的。

観光部門に関する措置

措置	関連法令
CBEによる「観光イニシアティブ」（CBE Circular dated 8 January 2019）にて、ホテルのリノベーション費用や観光交通の整備費用を低利融資で支援。	CBE Circular dated 8 January 2020
2020年2月から1年間、新規の観光会社設立を禁止。	Ministerial Decree No. 72 of 2020 (観光省)
2020年3月から6か月間、既存の観光会社による新規の支店設立を禁止。	Ministerial Decree No. 250 of 2020 (観光省)
「観光イニシアティブ」の枠内にて、従業員への給与支払い、サプライヤー等への支払い、施設の維持管理等を目的として、観光会社に2年間のクレジット・ファシリティを供与。	CBE Circular Dated 23 March 2020

銀行・金融部門に関する措置

措置	関連法令
CBE Circular dated 15 March 2020にて主に以下の措置を決定： ・ 必要物資の輸入および給与支払いのために必要な融資を提供。 ・ 中小企業に対し融資返済を6か月間猶予（追加利息・遅滞金なし）。 ・ 現金払いではなく銀行送金・電子決済を推奨。	CBE Circular dated 15 March 2020
CBE Circular dated 16 March 2020にて主に以下の措置を決定： ・ 全ての顧客に対し融資返済を6か月間猶予（追加利息・遅滞金なし）。 ・ 利息金額を元本の残額に繰り入れて新たに返済計画を策定し、顧客は同計画に基づいて返済を行う。銀行は顧客に対し、猶予期間満了後の一括返済を求めることはできない。	CBE Circular dated 16 March 2020
「民間産業セクターイニシアティブ」及び「観光イニシアティブ」で供与する低利ローンの利率を10%から8%に引き下げ。	CBE Circular dated 19 March 2020
現金払いではなく銀行送金の利用を推奨する目的で、国内のエジプト・ポンド払いの送金手数料を3か月間免除。	CBE Circular dated 22 March 2020
一次的な措置として、現金の預入・引出の上限額を制限する： ・ 窓口利用の場合：5万EGP/日 ・ ATM利用の場合：2万EGP/日	CBE Circular dated 29 March 2020, 22 April 2020

税制上の措置

措置	関連法令
※本措置は2020年6月末に終了していますが、ご参考として記載しています。 新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けた以下の業種について、2019年分の法人所得税の分割支払い（4月：20%、5月：30%、6月：50%）を認め、遅延税は徴収しない。 [対象業種]航空、観光、ホテル、メディア、（食品・医薬品・洗剤を除く）製造、通信・IT、スポーツ、病院、輸送・配車、建設	ETA Circular No. 47 of 2020
新型コロナウイルス感染拡大による影響が深刻な業種について以下の施策を実施（同法令は2020年3月31日に遡及して適用される）： ・確定申告の期限を3か月間猶予する（必要に応じ、一度限りさらに3か月の猶予期間の更新が可能）。 ・所得税、法人税、付加価値税（VAT）、不動産税の納付期限を罰則や遅延税なしで3か月間猶予する（必要に応じ、一度限りさらに3か月の猶予期間の更新が可能）。 ・社会保険料の支払いを延滞金なしで3か月間猶予する。また、月々の分割払いを可能にする（必要に応じ、一度限りさらに3か月の猶予期間の更新が可能）。 上記の救済措置は、新型コロナ感染拡大後も雇用を維持し給与減額を行っていない企業のみが利用可能。すでに従業員の解雇や給与減額を行った企業については、雇用を復活させ給与を元の水準に戻した場合に利用可能。	Law No. 24 of 2020 issued on 7 May 2020

投資に関する措置

措置	関連法令
会社法（Law No. 159/1981）及び新投資法（Law No. 72/2017）に基づき設立された現地法人については、年1回の株主総会の開催と投資・フリーゾーン庁（GAFI）への報告が義務付けられているが、オンラインでの開催を許可する。GAFIへの報告は、会合の映像・音声データを保存したCD等の記録媒体を提出することをもって行う。	GAFI Decree No. 160 on 18 March 2020
*新型コロナウイルス感染拡大に直接関係しないものの、重要な法改正であるため参考として追記。 商業登記法（Law No.34/1976）を2020年3月1日付で改正： エジプトで商業登記を行っている全ての企業は、企業の実質的な受益者・所有者（Ultimate Beneficial Owner: UBO）を記録した帳簿を作成しなければならない。当局は企業を査察し帳簿を確認する権限を有する。	Ministerial Decree No. 41 of 2020 (供給・国内通商省)

輸入に関する措置

措置	関連法令
食品輸入時の貨物検査について、以下の通り規定する： ・ホワイトリストに含まれる食品の原材料で、工場から出荷され、エジプトに輸入された貨物について、全量の25%のみを検査対象とする。 ・完成加工食品のエジプトへの輸入については、船積前検査が実施され、NFSAが指定した検査会社から検査証明書が発行される前提で、全量の25%のみを検査対象とする。	NFSA Decree No. 3 of 2020

資本市場に関する措置

措置	関連法令
シシ大統領は、CBEから200億EGPをエジプト株式取引所（EGX）に投入し、株価の買い支えを行うことを決定（2020年3月22日）。	—
金融監督庁（FRA）は、GAFIの措置と同様、EGXに上場している企業に対し、株主総会・取締役会のオンライン開催を許可。証券会社もEGXを訪問し書類のハードコピーを提出する必要はなく、メール等でやりとり可能。	—
FRAは、ノンバンク金融市場における取引について、複数の事前予防策・緩和策を決定。詳細は以下のURLから確認可能。 http://www.fra.gov.eg/jtags/efsa_en/media/Initiatives.pdf	—

通関に関する措置

措置	関連法令
ダミエッタ港湾局（Damietta Port Authority）は、ダミエッタ港で取り扱う貨物について、以下のインセンティブを供与することを決定（2020年5月5日）： 荷揚げから45日超、中継貨物の場合は60日超に対する追加保管料の徴収に関し、以下の場合には免除される。 ・ エジプト製品の輸出 ・ GASC (General Authority for Supply Commodities) または GSSC (General Company for Silos and Storage) が輸入する小麦 ・ 鉄道輸送貨物 ・ 河川輸送貨物 ・ 中継貨物	—

医薬品の輸入に関する措置

措置	関連法令
*本措置は2020年5月末に終了していますが、ご参考として記載しています。 医薬品と医薬品原材料に関し、3月31日から5月31日までの2か月間、輸入手続きを円滑化・迅速化する特別措置をとる。	Circular dated 31 March 2020 (医薬品庁)

雇用法等における雇用主の義務

必要な対応	関連法令
1. 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合 - 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、または感染者との濃厚接触があった場合、法令に基づき、企業の管理者は速やかに管轄の保健所に報告しなければならない。 - 法令に違反した場合、罰金刑and/or最大2か月の禁固刑に処せられる。	Ministerial Decree No. 145 for 2020 (保健省) Law No. 137 for 1958
2. 労働安全衛生対策の遵守 - エジプト労働法に基づき、雇用主は、従業員が労働によって感染リスクに晒される恐れがある場合には、感染を防ぐためのあらゆる労働安全衛生上の対策を取ることが求められる。 加えて、雇用主は以下の対応を行うことが必要になる： （従業員数によって）医療検査含む対応を提供 （従業員数によって）救急措置、医療的注意喚起・処置を提供 - 労働上の疾病リスクに晒される従業員への定期健診の提供。 - 保護対策を順守しない従業員に対しては、危険性を通知。 現在、労働安全衛生当局は、企業での順守状況の検査を強化しており、雇用主はいつでも検査受入れられるよう準備を行っておくことが必要。	Egyptian Labor Law No. 12 for 2003
3. 保健省ガイドラインの遵守 エジプト保健省は新型コロナウイルス感染予防のためのガイドラインを発出しており、企業は以下の対応を行うことが必要； - 感染者が出た場合の隔離場所の準備 - 職場内の集会場所やフードコート・食堂の閉鎖 - 職場内でのマスク着用の徹底 - 衛生措置と社会的距離の適用 - 職場への訪問者リスト作成 - 従業員および訪問者の体温測定 - 体調不良の従業員を出社させない - 感染防止のため、体調不良の従業員が無理に出社しないように、病欠取扱い規則の見直し - 建物内に手洗い場所や手指用アルコール消毒液の複数設置 24時間稼働する工場は、昼夜2交替制を採用する。 - 従業員の通勤用バスの運行回数を増やす。	—

アフリカ進出日系企業向け相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症により、アフリカでビジネスを展開する日系企業が影響を受けています。かかる状況を踏まえジェトロでは、在アフリカ日系企業の活動を支援するため、アフリカの各ジェトロ事務所に相談窓口を設置しました。

▷[在アフリカ日系企業からの相談窓口](#)

日本国内の企業の皆様のお問合せ

東京 03 - 3582 - 5651

平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日を除く）

▷[新型コロナウイルス関連相談窓口](#)

エジプトを含むアフリカの新型コロナウイルス対応状況については、以下のページでご紹介しています。

▷[特集：新型コロナウイルス感染拡大の影響 アフリカにおける新型コロナウイルス対応状況](#)